

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年（2019年）10月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付す事項

（1）業務名

「中国黒龍江省における北海道産食品テスト販売等運営委託業務」

（2）業務の目的

道産食品を中心とする道産品の中国市場での販路拡大を図るため、北海道と友好提携を結んでいる黒龍江省との経済交流の一層の促進を目的に、ハルビン市内の百貨店において道産食品のテスト販売を行うとともに、食や観光、文化など北海道の魅力を一体的に情報発信する。

（3）業務の概要

現地百貨店などの小売店（1店舗）で、道産品のテスト販売を行う。
テスト販売の実施に向け、以下の業務を行う。

①出展場所及び出展企業等の調整

- ア 出展エリアの確定など現地関係者との調整
- イ 出展企業の募集・取りまとめなど
- ウ 出展商品のとりまとめ
- エ 商品の輸出等
- オ 出展までの準備・調整・担当者の配置等

②出展エリアの設営・運営の調整

- ア 出展エリアの配置の調整
- イ 出展エリアの装飾
- ウ 出展エリアの備品・什器、設備等の設置
- エ テスト販売の周知・広告
- オ 出展エリアの管理・運営担当者の配置
- カ 食・観光・文化の情報発信プロモーション
- キ 通訳員及び販売員の配置
- ク パフォーマーの配置
- ケ 資材等の輸送
- コ 現地送迎

③出展後のフォローアップ

- ア マーケット調査の実施
- イ 成果・実績報告

(4) 委託業務の内容

①出展場所及び出展企業等の調整

- ・ 日本商品の取り扱いを行う現地百貨店や小売店等で、道産品の販売に意欲的な店舗と連携し、1店舗でのテスト販売の実施に伴い以下の調整などを行うこと。

ア 出展エリアの確定など現地関係者との調整

- ・ 道内企業及び委託者が販売やプロモーションを行うため、十分な面積を確保すること。
- ・ 集客が期待される金、土、日、現地の祝日の曜日の並びで開催するものとし、開催期間は4日以上とすること。

イ 出展企業の募集・取りまとめなど

- ・ 出展企業については、①商品のみ出展する企業 ②実際に売場に社員等を派遣し物販や商品説明を行う企業の2通りとし、②については道内企業7社以上を募集すること。
- ・ 出展企業及び商品を取りまとめ、出展リストを作成すること。

ウ 出展商品のとりまとめ

- ・ 道産品150品目以上を出品すること。
- ・ 商品の種類については、道産の農産物、水産物、加工食品、酒類の4種以上とすること。
- ・ テスト販売対象商品については、今後の店舗での継続販売を見据え、道内企業が商談できる場を設け、現地小売店と事前商談を行うことが望ましい。出展商品の決定にあたっては、受託者が委託者と協議の上、決定すること。

エ 商品の輸出等

- ・ 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所（日本国内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、中国の目的港（海路、空路を含む）までの輸送、中国の目的港から会場の出展エリアまでの輸送を行うこと。
- ・ 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・ 輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

オ 出展までの準備・調整・担当者の配置

- ・ 出展までの準備・調整等を進めるにあたり、現地関係者との調整が必要となることから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- ・ 出展に係る準備、オペレーションなど委託者が必要と認める資料を作成すること。
- ・ 出展当日までに出展のしおりを作成し、出展企業等に対し案内を行うこと。

(2) 出展エリアの設営・運営の調整

ア 出展エリアの配置の調整

- ・ 配置については、次のスペースを設置すること。
 - 商品の販売及び展示スペース
 - 試食スペース（厨房設備を含む）
 - 観光・文化プロモーションスペース（ウポポイPRを含む）
 - スtockヤード
 - その他委託者が必要と認めるスペース

イ 出展エリアの装飾

- ・ 装飾については、次の事項を踏まえ、実施すること。
 - エリア全体で、北海道をイメージさせる写真や映像等を使用した大型モニター、パネル及び看板などの装飾及び開催場所との内装など一切の調整

- 出展企業のロゴや写真、ポスター等を活用した、企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾
- その他委託者が必要と認める装飾
- ウ 出展エリアの備品・什器、設備等の設置
 - ・物販に必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、その他委託者が必要と認めるものを設置すること。
 - ・照明設備、電気設備、厨房設備（上排水設備含む）、ストックヤードのほか、その他委託者が必要と認める設備については、実施する小売店舗等と協議の上、確保すること。
- エ テスト販売の周知・広告
 - ・集客が効果的な手法により、実施する小売店等と連携し、実施店舗の顧客や黒龍江省フェア開催の情報を周知・広告を行うこと。
- オ 出展エリアの管理・運営担当者の配置
 - ・出展期間中、2名以上（ただし、日本人1名以上）の人員を配置し、出展エリアの管理・運営を行うほか、企業の販売支援を行うこと。
- カ 食・観光・文化の情報発信プロモーション
 - ・テスト販売会場内では北海道の食、観光、文化を発信するイベントや展示等を行うこと。
 - ・北海道の食、観光、文化（ウポポイPRを含む）の魅力を来場者に伝達できる内容とすること。
 - ・ロゴやポスター等を活用し、企業や商品の特徴を来場者に伝達できる内容とすること。
 - ・観光及び文化発信では、アイヌ文化（ウポポイ含む）に関連する内容を含めること。
 - ・ポスターやパンフレット等啓発資材の取りまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。
- キ 通訳員及び販売員の配置
 - ・出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な中国人の通訳員及び販売員を配置することとし、合わせて参加企業の販売支援を行うこと。
 - ・通訳員の配置は、出展期中、現地参加企業1社あたり1名以上の通訳員及び販売員を配置すること。
 - ・販売員の配置は、現地の展示レイアウトを踏まえ委託者と協議することとするが、最低3名以上配置すること。
- ク パフォーマーの配置
 - ・期間中、出展エリアを盛り上げるため、中国語と日本語でイベントの司会などを実施する本道に縁のあるパフォーマーを2名以上配置すること。
- ケ 資材等の輸送
 - ・道内企業や委託者などがプロモーションを行うためのポスター、パンフレット等の資料や、試食用の資材等について、企業や委託者と協議を行い、それらを取りまとめるとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ北海道までの返送を行うこと。
- コ 現地送迎
 - ・出展期間中、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル、会場間等について、道内企業等関係者の送迎を行うこと。
- サ その他
 - ・テスト販売実施にあたっては、装飾などに「道産品輸出用シボマーク」を活用すること。
- (3) 出展後のフォローアップ
 - ア マーケット調査の実施
 - ・黒龍江省の消費者向けに、テスト販売品目に関するアンケートを実施するとともに、結果を集計・分析し、出展した道内企業への情報還元を行うとともに、その結果を広く道内企

業の参考に資するよう事業実績報告書にとりまとめを行うこと。

イ 成果・実績報告

- ・期間終了後、受託者はテスト販売を行った商品の品目ごとの販売数量・金額及び今後に向けた課題などの実施結果について取りまとめを行うとともに、それらを整理し、委託者と出展企業に報告すること。

〔提出〕 電子媒体（CD-ROM）1枚及び紙媒体5部

〔目的〕 上記①～⑦の実施に係る内容の報告のほか、効果分析、課題検討を実施

(5) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月23日（月）まで

2 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とすること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ・道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間：令和元年（2019年）10月25日（金）から

令和元年（2019年）11月15日（金）まで

（土曜日、日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

- (2) 交付場所：郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ
URL：：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/index.htm>(HP からダウンロード可)

4 手続

(1) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：令和元年（2019年）11月1日（金）15時00分（必着）
- イ 提出場所：3（2）に同じ
- ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：令和元年（2019年）11月15日（金）15時00分（必着）
- イ 提出場所：3（2）に同じ
- ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）による。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称：北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ
- (2) 所在地：郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 連絡先：担当 石川 和憲
電話 011-204-5342
E-MAIL：ishikawa.kazunori@pref.hokkaido.lg.jp

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は企画提案指示書による